

◇特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 健康管理担当医の報酬の額等を改定することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（令和7年3月31日）から施行し、令和6年4月1日又は令和6年8月20日から適用することにした。

（総務局人事部給与課）